

施設利用規約

01 当施設利用の性質・目的

- i. 当施設は、施設運営者の管理の下、当施設利用契約を行った会員に対して施設の利用の目的にのみ承諾しており、会員が賃借権や占有権を主張できる施設ではありません。
- ii. 会員は、当施設を、施設運営者に対し申告した事業の執務場所ならびに作業・自習・休憩の為のスペースとして利用することが出来ます。
- iii. 会員は、当施設を当施設利用規約に基づき、他利用者の利用を妨げることなく、善良なる管理者の注意を以て利用して下さい。
- iv. 会員は、当施設利用に関する権利の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与することは出来ません。

02 会員の範囲について

個人契約の場合は、契約者本人が会員となり、会員を利用者として登録します。法人契約の場合は、契約者となる法人及びその従業員が会員となり、従業員を利用者として登録することができます。

03 当施設の利用と期間と解約について

- i. 当施設は、施設運営者と当該会員の間で為された施設利用契約に基づき、その期間の利用を認めています。
- ii. 会員は、当施設利用契約、ならびにオプションの解約を希望する場合、施設運営者が指定する通信手段により解約を申し入れることが出来ます。その場合、申告した日（利用開始日到達前に申告した場合は、利用開始日）の属する月の翌月末日の到来をもって当施設利用、オプションの契約が終了します。尚、解約手続き完了後のキャンセルはできませんので、ご注意ください
- iii. 会員が、施設利用の解約または解除を為された場合に、施設内に残置された所有物は、会員自らが所有権を放棄したものとみなし、施設運営者が自由に処分致します。また、その際に発生する所有物の処分費用は、会員の負担となりますので、ご注意下さい。

iv. 施設運営者が、施設のすべて、または一部の運営を終了、停止した場合は、自動的に当該会員の利用についても終了、停止致しますので、ご理解下さい。

v. 施設運営者の都合等またはイベント開催により、全施設内を貸切りにする場合がございます。施設予約状況をご確認ください。

vi. 当施設ならびに当施設が入居する建物で、管理の必要上、維持保全のために行う点検、修理等により提供サービスを一時休止することがあります。その場合は、事前に会員に通知するものとします。

vii. 会員がプランの変更を希望する場合、変更を希望する月の前々月末日までに施設運営者が指定する手段により申し入れるものとします。尚、変更手続き完了後のキャンセルはできませんので、ご注意ください。

04

料金の支払い

i. 会員は、施設運営者との間で定められた施設利用に関する年額・月額料金ならびに施設運営者が別途提供する施設やサービスを利用した場合は、その金額を加算したものを毎年・毎月・施設料前に運営者に事前にお支払い頂きます。

ii. 会員は、月額利用料金ならびに別途サービス料のほかに消費税を併せてお支払い頂きます。

iii. 会員が口座振替による支払いを希望した場合は、口座振替手数料のを別途お支払い頂きます。

iv. 会員は、施設運営者との間で定められた支払い方法により、年額・月額料金ならびに別途サービス料をお支払い頂きますが、残高の不足など何らかの理由でお支払いが遅延した場合は、速やかに施設運営者の指定する支払い方法によりお支払いを完了させて下さい。

v. 会員が、予め施設運営者に届け出た支払方法で決済することができず、コンビニ決済で支払いをする場合は、手数料を別途お支払い頂きます。尚、複数の月の利用料を合算したり、分割して支払うことはできません。

vi. 年額お支払い契約の解約は、1ヶ月を実日数で割って計算します。但し、月額お支払い契約の場合は、日割り計算はしないものとします。

vii. 会員は、当施設利用に基づく金銭債務についてその支払いを遅延したときは、支払約定日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合（365日日割り計算）による遅延損害金を運営者に支払うこととなります。

05

クレジットカード決済

- i. クレジットカードによる支払いを選択した会員は、施設運営者にクレジットカード支払いの変更または解除の申し出をされない限り、登録されたクレジットカード（以下「カード」といいます。）により、毎月、継続的に利用料をお支払いいただきます。
- ii. (株)BrightHappy（ビジネスキャリアラウンジ）利用契約における「利用プラン」が変更になった場合は、変更後の「利用プラン」で引き続きカードにより利用料をお支払いいただきます。
- iii. 登録したクレジットカードが変更・有効期限が更新された場合はすみやかにご連絡していただき、未払い分は再度お支払いいただきます。
- iv. カード会社の締切日と施設運営者の締日（20日～月末）との関係などにより、カード会社から2ヶ月分の利用料がまとめて請求されることがあります。
- v. カード会社の規約により利用料についてカードでのお支払いが承認されない場合は、施設運営者から直接請求させていただくことがあります。
- vi. カード会社の規約により会員資格を喪失された場合などは、利用料のカードによるお支払いが解除され、新たなカードのでの決済又は施設運営者から直接請求させていただきます。

06

契約内容の詳細について

契約内容の確認、請求金額などの詳細は、施設運営会社へ直接お問合せください。

07

施設の第三者利用について

- i. 会員は、施設運営者が認めたエリアやブースに限り、会員様の同意の元に第三者を入場させることが出来るものとし、会員は、入場させた第三者をそのエリアやブース以外の場所に立ち入らせてはなりません。万一、発見した場合には、罰金10,000円を頂戴いたします。
- ii. 会員は、会員が入場させた第三者においても当施設利用規約を遵守させる義務を負い、たとえ、第三者が問題を起こした場合も、会員が問題を起こした場合と同様の責任を負って頂きますのでご注意ください。

08

紛失/破損/窃盗・施設等の賠償について

- i. 会員は、施設内の物を紛失又は破損（無過失を除く）又は窃盗された場合、損害賠償を頂きます。尚、決済完了後の返金はありません。
- ii. 会員またはその関係者が、当建物、当施設、その共用部及び付属品等に損害を与えたときは、会員が自己の責任と負担において、その損害を施設運営者に対し賠償しなければなりません。
- iii. 会員またはその関係者が他の会員等の第三者の身体、財産等に損害を与えた場合には、会員は直ちにその旨を施設運営者に通知し、第三者に対しその損害を賠償する責を負うものとします。
- iv. 会員は、自らのゴミ処理を行う場合、法令上指定された処理方法にて行うこととし、それに違反した場合、その処分において生じた実費、損害及び出張費用は賠償することとなります。

09

当施設利用の停止について

- i. 施設運営者は、会員が以下のいずれかに該当したときは、何らかの通告又は催告することなく、施設内への立ち入りを禁ずることができま
す。
 - ①会員が利用料金の支払を遅延または未納の場合。
 - ②有効に決済できる支払いがない場合。
 - ③会員またはその関係者が当施設利用規約に違反し、運営者より是正を受けている場合。
 - ④会員またはその関係者が当施設を施設運営者が認めた利用目的以外で利用した場合。
 - ⑤会員が、施設運営者に許可なく当施設所在地を利用して商業登記を行い、または営業上の住所としていた場合。
- ii. 当施設利用の停止により、会員に損害が生じたとしても、施設運営者は何らの責を負わないものとします。
- iii. 施設運営者による使用停止の解除は、会員の申請を受け、運営者の営業時間中に処理いたします。施設運営者の許可がでるまで使用停止は継続するものとします。
- iv. 当要件の適用による施設内の立ち入り可否にかかわらず、会員が解約手続きを終了するまでの間、別途締結した当施設利用の契約は有効に存続し、会員は支払い義務を免れないものとします。

施設利用契約の解除・終了

i. 施設運営者は、会員が以下のいずれかに該当したときは何等の通告又は催告することなく、直ちに当施設利用の契約を終了、解除出来るものとしします。

1. 契約した支払い分を2週間以上遅延した場合。
2. 無断で連絡先所在を転居、移転もしくは、電話番号及びメールアドレスを変更したため施設運営者から連絡手段がない場合。
3. 当施設利用規約に違反した場合。
4. 会員が、運営者の信用を著しく失墜させる行為をした場合。
5. 会員が、当施設又建物内の設備ないし備品を窃盗、汚損、破損又は滅失させた場合。
6. 会員が、施設運営者へ提出する情報、届出に虚偽があることが判明した場合。
7. 会員が、振出、引受ないし保証した手形、小切手について1回でも不渡りがあった場合。
8. 会員が、第三者から仮差押え、差押え、仮処分、強制執行等を受けた場合。
9. 会員が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合。
10. 会員の信用が著しく失墜したと施設運営者が認めた場合。
11. 会員が、監督官庁より営業停止又は免許もしくは登録の取り消し処分を受けた場合。
12. 会員が、法人において解散の決議をした場合。
13. 会員が、成年被後見人、被保佐人の認定を受けた場合。
14. 会員が、禁固刑以上の刑事罰を受けた場合。
15. 会員が、その他施設運営者との契約の各事項に違反した場合。

ii. 上記における施設利用の終了、解除があり、施設運営者に損害が発生した場合は、会員は施設運営者に対し、合理的な範囲内で施設運営者が定める損害賠償金額を支払うものとしします。

iii. 施設運営者の解除権行使の如何が、損害賠償請求を妨げることはありませんので、ご注意下さい。

iv. 会員は、いかなる事由又は名目を問わず、利用者は運営者に対し、立退料、移転料、造作買取請求、有益費用、必要費用償還請求等の一切の請求をすることはできません。

会員は次に掲げる行為をしてはなりません。但し、事前に書面により施設運営者の承諾を得た場合はこの限りではありません。

- 1.当施設内の会員以外立ち入り禁止区域内に第三者をして侵入させること。
- 2.当施設内に会員不在で第三者をして侵入すること、させること。
- 3.当施設内に会員不在で高校生（18歳到達後の3月末）までの者の立ち入りをさせること。
- 4.当施設内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの、危険物を持ち込むこと。
- 5.当施設内に他の利用者に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品、または水分や高温を発する物品を持ち込むこと。
- 6.当施設内に禁制品その他法令上所持を禁止されたものを持ち込むこと。尚、使用者が法令上、特別に所持・取扱を許可されている場合も同様です。
- 7.当施設内に動物を侵入・飼育または植物を栽培すること。
- 8.騒音・振動・ゴミ等で近隣並びに他の利用者に迷惑をかけること。
- 9.当施設内、建物、その周辺に自動車・自動二輪車・自転車等を放置、無断駐車(近辺も含む)、停車すること。
- 10.当施設内にて宿泊、居住もしくはそれに類似した行為を行うこと。
- 11.当施設内の水回り施設（トイレや洗面など）を清潔に使用しないこと。また、配管を詰まらせる、腐食させるおそれがあるものを流すこと。
- 12.会員不在時に当施設内の座席、又はブースを荷物等で規定時間を超えて占有すること。
- 13.当施設内にて定められた場所以外で食事を行うこと。
- 14.当施設内にて飲酒を行う行為、又は酒気を帯びて当施設に入館すること。
- 15.当施設内又は建物、その周辺の禁煙エリアにて喫煙（電子タバコ含む）すること。
- 16.当施設内にて大声または長時間における電話、ならびに度重なる営業電話を行うこと。

17.当施設内にてほかの会員に必要以上の声掛け、勧誘、集中を妨げる行為を行うこと。

18.当施設内にて風俗関係事業・アダルトサイト・出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル、政治活動、宗教活動、暴力団活動等迷惑な営業行為を行うこと。

19.当施設内にて公序良俗に反する行為、風紀・品位に欠く行為を行うこと。尚、風紀・品位を欠く行為とは、体に刺青やタトゥーがある、または入れる、見せる行為も含みます。

20.当施設内の備品の変更・仕様の変更・改装を行うこと。

21.当施設内の備品・設備・仕様の盗難、転売行為を行うこと。

22.当施設内にて垂れ幕、旗、ポスター、看板等の掲示を行うこと。

23.利用ビルの館内規則ならびにその他諸規則に違反する行為を行うこと。

24.感染症拡大防止、その他公衆衛生の見地から、不適切と運営会社が判断する行為を行うこと。

25.当施設内で他の利用者に不快感や不安を覚えさせる行為又は運営会社が不適切と判断する行為や迷惑行為を行うこと。

26.その他、当施設利用規約に違反する行為。

12

暴力団等排除条項

会員が次の各号の一にでも該当し、施設運営者が当施設の利用を継続することが不適切であると判断した場合には、施設運営者は該当する会員に対して、何らの催告を要することなく、当施設の利用を終了、その契約を解除することができるものとします。なお、施設運営者は会員に対してこの施設利用の終了によって生じた損害については責任を負わず、同終了により運営者に損害が生じたとき、会員は施設運営者に対して、その損害額を支払うものとします。

①会員が所属する法人の役員、経営に実質的に管理する者、ないし従業員が、暴力団員等又は暴力団等関係者に該当することが判明した場合。

②会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

A. 暴力的な要求行為。

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運営者の信用を毀損し、または運営者の業務を妨害する行為に該当することが判明した場合。

E. 当該項目に関係する人物を本施設へ入場させる行為。

F. その他AからEに準ずる行為。

13

会員と施設運営者との連絡について

i. 施設運営者は、当施設利用規約を任意に改定できます。なお、当施設利用規約の改定をする場合は、改定日を定め、予め相当の周知期間を持って施設運営者所定のウェブサイトに掲示するものとします。この場合、会員は改定日以降は変更後の施設利用規約に従うこととなりますのでご注意ください。

施設運営者から会員への連絡、通知及び意思表示は、会員が施設運営者に届け出たメールアドレスやSNSに宛てた送信によって行う場合には、送信をもって、それぞれ有効に送達・伝達・完了したものとみなします。会員はこれらの送達を受領しなかった場合には何ら異議を述べることはできませんので、ご注意ください。

ii. 会員は提出した個人・法人の内容に変更が生じた場合、施設運営者へ速やかにご報告をお願いします。

14

施設運営者の免責

下記の各号に該当する損害についての施設運営者の責任は免責とし、会員はその損害について施設運営者に対し一切請求できないものとします。

①天災地変、火災、盗難、紛失、漏水等の事故、その他施設運営者の責に帰すべからざる事由により発生した、会員の損害。

②当施設内またはそれを含む当物件、建物の瑕疵または設備・仕様・通信の不具合により、生じた会員の損害。

③施設運営者の故意、過失問わずいかなる場合における当施設のインフラ関係（電話回線・電気・水道・インターネット等のこと）の故障、中断、事故による損害。

④施設運営者の提供するサービスを通じて生じた施設運営者の責に帰すべからざる事由による会員の損害。

⑤当施設ならびに当施設が入居する建物で、管理の必要上、維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

⑥その他、施設運営者の責に帰すべからざる事由により生じた会員の損害。

15

契約の失効

天災地変、その他運営者の責に帰すべからざる事由により、建物が滅失し、又は建物、当施設が効用を失ったときは、当施設利用の権利、契約は当然に失効します。但し、会員が施設運営者に対して既に負っている未払いの使用料等の支払債務は消滅しません。

16

個人情報の利用と保有

i 会員は、会員が当施設利用に関する契約や申込時に提供した個人情報を施設運営者が以下の目的で利用し、相当期間保有することに予め同意頂きます。なお、「個人情報」とは個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報を意味します。

①料金等に関する通知の各種連絡のため。

②会員からの問い合わせ及び苦情に対する対応、入退室システムの管理、会員ページ等のサポート提供のため。

ii 会員は、以下の場合に限り、施設運営者が提供先に対し必要最小限の本件個人情報を提供することがあることを、予め承諾します。

①会員の事前の同意がある場合。

②建物所有者（その関連会社含む）に契約の内容を開示する場合。

③建物の維持管理のため工事会社に修繕等を依頼する場合。

④個人を識別することができない状態で開示する場合。

⑤業務を円滑に進める、またはサービスの提供等の理由で外部業者に取扱いを委託する場合。

⑥法令に基づき提供が必要な場合又は法令に基づき提供が認められている場合。②物件購入検討先(仲介業者・金融機関等の提携会社含む)に契約の内容を開示する場合。会員と施設運営者は互いに誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

⑦物件購入検討先（仲介業者・金融機関等の提携会社含む）に契約の内容を開示する場合。

17

協議事項

当施設利用規約については、日本国法に準拠することを確認します。当施設利用規約に定めない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、会員と施設運営者は互いに誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

作成日：2025年8月1日 株式会社Bright Happy